

学 校 コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ザ 事 業 実 施 要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基本的に2中学校区を1つのゾーンとして、そのゾーン内の小・中学校の新築・改築の機会に、或いは余裕教室を改修整備して生涯学習型施設を設置し、学校を地域に開かれた市民の生涯学習・地域コミュニティ活動の拠点とするとともに、地域のコミュニティネットワークを形成する一翼を担う学校コミュニティプラザ事業（以下「事業」という。）の実施に関し、京都市立学校施設使用規則（以下「規則」という。）等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 事業を実施する学校（以下「実施校」という。）及び実施校における事業の実施施設（以下「事業施設」という。）は、別に定める。

(事業施設の管理運営)

第3条 事業施設の管理運営については、実施校ごとの教育計画に基づき学校教育活動のために使用する時間（以下「学校時間」という。）の内外によって、区分して行うものとする。

2 学校時間は、実施校ごとに校長が定めるものとする。

(学校時間内における管理運営等)

第4条 学校時間内における事業施設については、実施校の校長及び職員が他の学校施設と同様に管理運営を行う。

2 学校時間内において事業施設を利用しようとするものは、規則第3条に規定する使用の許可を受けなければならない。

(学校時間外における管理運営等)

第5条 学校時間外における事業施設については、原則として中学校区ごとに校下の各種団体、PTA代表、学校関係者等で自主的に組織する管理運営委員会（以下「管理委員会」という。）が、規則第3条の規定による許可を受けて管理運営し、管理委員会に登録した団体及びサークル（学校を含む。以下「登録団体」という。）の利用に供するものとする。

2 管理委員会は、前項の許可を受けようとするときは、当該管理委員会の組織及び運営に関する規程及び登録団体の利用に関する規程を添えて、規則第6条第1項に規定するところにより、使用の許可の申請をしなければならない。

3 教育長は、前項の申請があった場合、当該管理委員会において、事業施設の円滑かつ効果的な管理運営が可能であると認めるときは、当該事業施設の使用を許可するものとする。

4 使用を認める期間は、当該許可のあった日以後最初の3月31日（許可のあった日が

3月31日であるときは、当該3月31日)の翌日から起算して2年を経過した日までとする。

- 5 管理委員会は、事業施設の使用期間が満了した後、引き続き事業施設を学校時間外に使用しようとするときは、使用期間満了の30日前までに、規則別記様式による申請書を実施校の校長を経て、教育長に提出する。

(学校による管理運営等)

第6条 実施校の校長及び職員は、京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則第24条の規定にかかわらず、学校時間外の事業施設の管理について責任を負わないこととする。ただし、現に事業施設を管理委員会又は登録団体の利用に供していない場合はこの限りでない。

- 2 校長は、事業施設の利用について、年間計画については年度当初に、月間計画については前々月までに、管理委員会に通知するものとする。

(管理委員会による管理運営)

第7条 管理委員会は、学校時間外の事業施設について自主的に管理し、登録団体が責任を持って利用するよう指導しなければならない。

- 2 管理委員会は、学校時間外の事業施設について、登録団体間の利用の調整を行うとともに、登録団体の求めに応じ、利用に関する相談を行うこととし、もってゾーン内の住民の生涯学習の推進と地域コミュニティの活性化に資するよう管理運営しなければならない。
- 3 管理委員会は、前月の利用状況及び翌月の利用予定を当月の末日までに校長に報告しなければならない。
- 4 管理委員会は、事業の実施及び管理委員会の運営に係る会計の状況を当該年度末ごとに、校長に報告しなければならない。
- 5 管理委員会は、事業施設の使用について疑義が生じたときは、教育長又は校長と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

(使用上の制限)

第8条 教育長は、規則第4条第1項に規定するもののほか、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

- (1) 施設を公用又は公共用に供する必要を生じたとき。
- (2) 使用権が第三者に譲渡され、又は転貸されたとき。
- (3) 管理委員会が行う事業施設の管理運営が不適切であるとき。
- (4) その他許可の条件に反する行為があるとき。

(費用負担等)

第9条 事業施設の使用料は徴収しない。

- 2 管理委員会は、次の各号に掲げる学校時間外の使用に伴う実費を、利用した登録団体

から徴収するなどして、負担しなければならない。

- (1) 電気、ガス、水道、電話料金等の実費
- (2) 施設及び備品その他の物件の滅失、消耗、破損等の補充修繕のための実費
- (3) その他事業施設使用について必要な経費

3 管理委員会は、冷暖房使用期間等利用の条件を地域の実情に応じて調整することができる。

(損害賠償)

第10条 管理委員会は、次の各号の一に該当するときは、事業施設を利用した登録団体と連帯して、事業施設等を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- (1) 管理委員会又は登録団体の責に帰すべき事由により、施設及び備品その他の物件の全部又は一部をき損し、又は、滅失したとき。
- (2) その他管理委員会又は登録団体の責に帰すべき事由により、本市に損害を及ぼしたとき。

(遵守事項)

第11条 管理委員会及び登録団体は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認められた目的以外には、事業施設を使用しないこと。
- (2) 学校教育活動に支障がないよう十分配慮すること。
- (3) 鍵の管理、事業施設の定期及び利用終了時の清掃、火気の始末など、善良な管理者の注意をもって、事業施設を利用すること。
- (4) 教育長又は校長から事業施設の利用について指示を受けたとき、又は資料の提出若しくは報告を求められたときは、これに従うこと。

(原状回復)

第12条 管理委員会は、第5条第4項に規定する使用期間が満了したとき又は使用許可の取消しを受けたときは、速やかに当該事業施設を原状に復し、教育委員会の検査を受けなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月21日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。